

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年7月10日に、資格喪失日に係る記録を39年2月16日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月10日から39年2月16日まで

私は、B社から同社の関連会社であるA社に出向していたが、その時期にあたる申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。この期間も継続して勤務しており、保険料が控除されていたことは明白であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録、申立人自身の技術記録及び複数の同僚の供述から、申立人はA社に勤務していたことが認められる。

また、B社の厚生年金保険被保険者名簿により同社を昭和38年7月10日付けで資格喪失したことが確認できる201人の被保険者が、同日付けでA社で資格取得していることが確認できるところ、複数の同僚が、当時、申立人を含め、B社本社や他県工場からA社に多くの職員を出向させていたと供述しており、当時の社会保険事務担当者を含む複数の同僚は、出向者は皆、厚生年金保険に引き続き加入させていたはずであると供述している。

さらに、申立人が提出したA社C工場発行の昭和38年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料の金額から、同社において厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収票における社会保険料控除額及び上記人事記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社事業主は、「当時の資料が残っておらず確認できない」としているが、申立期間に係るA社の事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年7月から39年1月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8751

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は22万4,000円、申立期間②は16万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 10 日
② 平成 18 年 12 月 10 日

私が、A社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無い。厚生年金保険料も控除されていたと思うので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の顧問税理士から提出された「17年3回分賞与一覧表（個人別）支給日：平成17年12月10日」及び「18年2回分賞与一覧表（個人別）支給日：平成18年12月10日」、事業主の供述並びにB市市民税課から提出された平成18年給与支払報告書から判断すると、申立人は、申立期間①及び②において同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②の標準賞与額については、上記賞与一覧表（個人別）において確認できる賞与額又は保険料控除額から、

申立期間①は 22 万 4,000 円、申立期間②は 16 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出することを失念し、申立期間に係る保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る資格喪失日の記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月20日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、同社から同社C工場に転勤した申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（D県E市）に申立期間当時勤務していた複数の同僚の陳述から、申立人が同社に継続して勤務し（A社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記複数の同僚の陳述から、申立人は申立期間において、A社C工場に勤務していたと推認できるが、同工場は昭和38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、複数の同僚が同工場の立ち上げ準備期間は、A社において給与計算及び社会保険事務を行っていた旨の陳述をしていることを踏まえると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格は同社において有すべきものであり、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日とすることが必要である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る資格喪失日の記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和15年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和38年3月20日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、同社から同社C工場に転勤した申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（D県E市）に申立期間当時勤務していた複数の同僚の陳述から、申立人が同社に継続して勤務し（A社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記複数の同僚の陳述から、申立人は申立期間において、A社C工場に勤務していたと推認できるが、同工場は昭和38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、複数の同僚が同工場の立ち上げ準備期間は、A社において給与計算及び社会保険事務を行っていた旨の陳述をしていることを踏まえると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格は同社において有すべきものであり、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日とすることが必要である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る資格喪失日の記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和12年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和38年3月20日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、同社から同社C工場に転勤した申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（D県E市）に申立期間当時勤務していた複数の同僚の陳述から、申立人が同社に継続して勤務し（A社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記複数の同僚の陳述から、申立人は申立期間において、A社C工場に勤務していたと推認できるが、同工場は昭和38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、複数の同僚が同工場の立ち上げ準備期間は、A社において給与計算及び社会保険事務を行っていた旨の陳述をしていることを踏まえると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格は同社において有すべきものであり、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日とすることが必要である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年2月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成14年4月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から同年11月1日までの期間及び16年8月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、14年4月及び同年5月は30万円、同年6月は28万円、同年7月、同年9月及び同年10月は30万円、16年8月は56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年2月1日から18年1月16日まで

申立期間について、平成14年2月1日から同年4月1日までは被保険者記録が無く、同年4月1日から17年9月1日までの標準報酬月額は15万円、同年9月1日から18年1月16日までの標準報酬月額は16万円となっているが、自分が所持している給料明細書（9か月分）により、給与額は約28万円から約54万円までの間であったこと、控除された厚生年金保険料額は標準報酬月額30万円から56万円までに基づく額であったことが分かるので、申立期間に係る年金記録に納得がいかない。給料明細書が見当たらない期間も含めて、申立期間の年金記録を訂正し

てほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成 14 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、雇用保険の加入記録及び申立人が所持している給料明細書により、申立人は、当該期間において A 社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年 2 月 1 日に訂正する必要がある。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 14 年 2 月及び同年 3 月に係る標準報酬月額については、上記給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、30 万円とすることが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社の代表取締役から回答を得られず、取締役二人は不明としている上、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

- 2 申立期間のうち、平成 14 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 16 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、上記給料明細書において確認できる給与額又は厚生年金保険料控除額から、14 年 4 月及び同年 5 月は 30 万円、同年 6 月は 28 万円、同年 7 月、同年 9 月及び同年 10 月は 30 万円、16 年 8 月は 56 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、B 社の代表取締役から回答を得られず、取締役二人は不明としているものの、上記給料明細書において確認できる全期間について報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額が一致していない上、元同僚が所持している給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と同人に係るオンライン記録の標準報酬月額も長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人に係る給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合

う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと推認される。

- 3 申立期間のうち、平成 14 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から 16 年 8 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から 18 年 1 月 16 日までの期間については、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料（給料明細書、賃金台帳等）及び周辺事情が見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和51年3月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を50年3月15日から51年3月15日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和50年3月から同年7月までは11万8,000円、同年8月から51年2月までは10万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年3月15日から51年3月15日まで
昭和45年にC社（現在は、D社）E工場に就職し、49年5月頃から51年3月までは関連会社のA社に出向した。同年3月にC社E工場に戻り、60年7月まで勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。49年5月頃から51年3月までA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録、B社から提出された申立期間当時におけるA社の組織編成表、D社から提出された申立人の昭和60年7月31日付けの退職願及び複数の同僚の陳述により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は昭和50年3月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年8月1日に標準報酬月額の随時改定が行われたことが認められる。この記録を前提とすると、申立人が同年3月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同時期に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち6人が、資格喪失年月日を昭和50年3月15日から51年3月15日に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社で昭和51年3月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和50年3月から同年7月までは11万8,000円、同年8月から51年2月までは10万4,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 8 月 18 日まで
② 昭和 42 年 9 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、A社及びB社（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、脱退手当金を請求した記憶も受領した記憶も無い。当時、嫁ぎ先は大変忙しく、請求や受領のために外出できる状況ではなかった。また、退職後、約1年10か月も経過してから請求したこととなっていることにも納得がいかない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立てに係る最終事業所であるB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年10か月後の昭和47年6月23日に支給決定されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性で、申立人が同社において被保険者資格を喪失した日の前後2年以内に被保険者資格を喪失した70人の中で、脱退手当金の受給要件を満たしている20人のうち、申立人のほかに脱退手当金の支給記録がある者は一人のみであり、当該支給決定日は喪失日から約3年1か月後であることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたこととなっている時期には既に国民年金に加入しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人は、「当時、実家の両親に年金は大事なので加入しておいた方がいいという話を聞かされていた。」、「将来は、国民年金と厚生年金の両方がもらえと思った。」旨の主張をしており、申立人の妹は、「姉がB社に勤務していたのとほぼ同じ頃に自分も同社に勤務していたが、退社後に一時金などの請求をしたことは無い。日頃から両親は年金が大切だという話をしていたので、両親や姉が年金を一時金で精算するはずはなく、そのような話も聞いたことが無い。両親は姉が年金を一時金で精算するという話を聞けば、やめるように言ったと思う。」旨の主張をしているところ、申立人の両親は昭和 36 年の国民年金制度発足時から国民年金に加入し、父親は 52 歳からの付加納付を含め、60 歳まで保険料を全て納付し、母親は 52 年*月に死亡するまで保険料を全て納付しているほか、妹に脱退手当金の支給記録は無いことから、申立人及びその妹の主張は信憑^{びよう}性が高いと考えられる。

加えて、申立人の夫は、「社会保険事務所（当時）の場所も知らず、家族で年金は大切だという話をしていたので、年金を一時金で精算するということは考えられない。」と主張しているところ、夫は 20 歳から、申立人の義父母は昭和 36 年の国民年金制度発足時から国民年金に加入し、夫と義父は 1 年間の免除期間を除いて 60 歳まで、義母は 60 歳まで保険料を全て納付しており、当時、申立人と同居していた親族の年金制度に対する理解及び納付意識は高かったと思われ、夫の主張は信憑^{びよう}性が高いと考えられる。

なお、申立人のB社に係る資格喪失時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の生年月日は、昭和 22 年*月*日のままで訂正されていない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は7,000円、申立期間②及び③はそれぞれ6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間における賞与の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は7,000円、申立期間②及び③はそれぞれ6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8759

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 4 月 1 日から 19 年 7 月 1 日まで
② 平成 22 年 7 月 9 日

A社に勤務していた期間のうち、平成 18 年 4 月 1 日から 19 年 7 月 1 日までに支給を受けた給与と比較して、当該標準報酬月額が低額となっている。また、申立期間②に係る賞与の記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が所持する給与明細書、銀行から提出された取引明細表及び市が保管する平成 18 年分及び 19 年分所得課税証明書で確認又は推認できる保険料控除額から、申立人は、当該期間において、オンライン記録より高額 of 標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、上述の給

与明細書、取引明細表及び所得課税証明書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主から回答は無いが、オンライン記録において標準報酬月額を訂正した記録も見当たらない上、上述の給与明細書、取引明細表及び所得課税証明書で確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンラインに記録されていた標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書、取引明細表及び所得課税証明書で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人が提出したA社に係る平成22年7月9日付け給与明細書により、申立人は、当該給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、申立人は、平成22年7月1日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に当該事業所の関連会社であるB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、給与が支給された同年7月9日はA社において厚生年金保険の被保険者でなかったことが確認できる。

また、厚生年金保険法第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第81条第2項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成22年7月は、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該給与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の標準給与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5526（埼玉国民年金事案 3229 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 44 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 44 年 4 月まで

私は、当初、昭和 39 年 5 月頃、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した記憶があったが、年金事務所の助言により、申立期間を 42 年 1 月から 44 年 4 月までの期間に変更の上、年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）に申立てを行ったが、認められなかった。

今回、新たな資料や事情は無いが、私は、昭和 39 年 4 月頃、勤務先から帰宅した主人が友人から聞いたと言って私に国民年金の話をしたこと、その際、国民年金保険料が毎月 200 円ぐらいなら家計にも響かないだろうから早速手続きするようにと主人から勧められ、翌日、私が A 町役場（現在は、B 市役所）に行き、国民年金の加入手続きを行ったこと、及び国民年金保険料は毎月自宅に来た婦人会の集金人に納付し、領収書の代わりに印紙を年金手帳の台紙に貼ってもらったことをはっきり覚えているので、同年 4 月から 41 年 12 月までの期間も申立期間に追加した。

私は、確かに国民年金保険料を納めており、納得できないので、再申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和 42 年 1 月から 44 年 4 月までの申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 7 月に払い出され、申立人は、国民年金任意加入被保険者資格を同年 5 月 22 日に取得しており、申立期間は未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことなどから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でない

する通知が行われている。

今回、申立人は、年金記録確認埼玉地方第三者委員会の決定に納得できないとして申し立てているが、申立人からは新たな資料等の提出は無く、当委員会においてこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間のうち、昭和 42 年 1 月から 44 年 4 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 今回、申立人は、新たに昭和 39 年 4 月から 41 年 12 月までの期間について、39 年 4 月頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとして、前回の申立期間である 42 年 1 月から 44 年 4 月までの期間に追加し、申立てを行っているが、前述のように、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 7 月に払い出され、申立人は、国民年金任意加入被保険者資格を同年 5 月 22 日に取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、当委員会において再度、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が、昭和 39 年 4 月から 41 年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から56年3月まで

私は、昭和46年6月に会社の正社員から嘱託社員となり、厚生年金保険と健康保険の被保険者資格を喪失したので、自分自身で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、それぞれの保険料を納付していた。当時の確定申告書の社会保険料控除欄に、国民年金保険料及び国民健康保険料を記載して申告を行っていたはずである。

申立期間を国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年6月に当時勤務していた会社の正社員から嘱託社員となり、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したので、自分自身で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと申述しているが、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和57年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は118か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から60年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年12月から60年4月まで

私は、昭和59年12月頃にA市役所（現在は、B市役所）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も同市役所で、毎月納付書により納付していたはずである。

申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年12月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行ったと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係る国民年金被保険者資格取得時期から、申立人の当該記号番号は、61年9月頃に払い出されたと推認され、この頃、申立人の国民年金の加入手続が行われたと考えられ、申立人の記憶する加入手続時期と相違するほか、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、同年6月1日となっていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には、「昭和61年6月1日」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から50年5月までの期間及び同年9月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年8月から50年5月まで
② 昭和50年9月から57年3月まで

私は、昭和48年8月に結婚した後、国民年金の加入手続については覚えていないが、送られてきた国民年金保険料の納付書を使って定期的に自分で保険料を納付していた記憶があるのに、57年3月までの8年もの間、保険料を納付していないとは考えられない。年金記録問題が起きる2、3年前までは領収書等の納付済みの書類を保管していたが、処分してしまった。

申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続については覚えていないとしているほか、申立期間の保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和57年4月頃に払い出されたと推認され、この頃、申立人の国民年金の加入手続が行われたものと考えられるところ、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日及び被保険者の種別は、同年4月23日に任意加入となっていることが確認できるほか、申立人が所持する年金手帳の資格取得日欄には、「昭和57年4月23日・任」と記載されていることから、それ以前の期間である申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8749

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 26 日から 55 年 12 月 5 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、同社での厚生年金保険の記録が無い。同社の社員であったことは社員旅行の写真でしか確認できないが、毎日、B工事の現場に直行していた。

申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料等はないが、保険料は給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務し、厚生年金保険の被保険者記録が認められる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社のB工事に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の当時の事業主は既に死亡しており、当該事業を継承した元事業主は、「当時の資料は残っておらず、申立人が勤務していたかどうか分からない。」と述べているとともに、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録は確認できない。

また、上記同僚のうち複数の同僚が、「申立人は、正社員でなく下請だった。」と述べているとともに、「申立期間に同社には下請が入っており、下請は厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 45 年 6 月 5 日から平成元年 3 月 1 日までの期間に同社で厚生年金保険の被保険者資格を新規に取得した者は 81 人いるが、当該 81 人の中に申立人の氏名は無く、当該被保険者原票の健保番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8750

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 6 日から 53 年 8 月 1 日まで

私は、A社B工場に、昭和46年8月から53年7月末までの期間、勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。50年春に出産のため2か月ほど産前産後休暇を取得したが、その後は同工場に職場復帰し、申立期間も間違いなく勤務していた。

調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社B工場に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社B工場は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及び当時の工場長とも連絡が取れないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人のA社B工場における雇用保険の離職日は、昭和50年6月5日となっているところ、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日は、同年6月6日となっており、オンライン記録と符合している上、当該原票の「証返納年月日」欄に「50.6.18」の記載があることから、同年6月18日に健康保険厚生年金保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間において国民年金の被保険者になっており、当該期間に係る国民年金保険料を全て現年度で納付していることが、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 8760

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月 1 日から 57 年 3 月 1 日まで
昭和 49 年 9 月 1 日から平成 4 年 3 月 31 日までの期間は、A 事業所（勤務地は、B 事業所）で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所から提出された保存文書により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間のうち、一部の期間について同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 事業所から提出された申立人に係る社会保険被保険者台帳には、昭和 57 年 3 月 1 日入社、同日厚生年金保険資格取得の記載が確認できる上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の被保険者記録は、49 年 9 月 1 日から 55 年 2 月 1 日までを整理番号（健康保険証の番号）「*」で、57 年 3 月 1 日からは「*」で管理されており、整理番号「*」の健康保険証は 55 年 2 月 25 日に返納された記録が確認できる。

また、A 事業所の被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無い上、複数の同僚は「申立人は休職していた時期がある。」旨を供述している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8761

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 1 日から同年 11 月 21 日まで

A社から子会社であるB社（名称変更後は、C社）に異動した時期の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。新規事業を立ち上げるために社長の命で異動したが、社会保険などの手続については親会社であるA社で継続して行っていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び法人登記簿謄本により、申立人が申立期間にC社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和59年11月21日であり、申立期間については適用事業所となっていない。

なお、申立人は異動当初、4人で事業を行っていたと供述しているところ、申立期間当時の厚生年金保険法では、事業所が法人であったとしても5人未満の事業所は強制適用事業所にはなっていない。

また、C社で被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

さらに、C社は昭和61年9月1日に適用事業所ではなくなっており、A社に照会をしたが、当時の資料が無く申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたのかどうか及び申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたのかどうかについて不明との回答であった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。